

平成24年度
第2回高松市国分寺地区地域審議会
会 議 録

と き：平成24年11月19日（月）

と ころ：国分寺北部コミュニティセンター2階大会議室

平成24年度 第2回高松市国分寺地区地域審議会 会 議 録

1 日時

平成24年11月19日(月) 午後2時開会・午後4時43分閉会

2 場所

国分寺北部コミュニティセンター2階大会議室

3 出席委員 15人

会 長	土 井 信 幸	委 員	丸 山 眞寿美
副会長	中 山 美恵子	委 員	吉 井 清
委 員	安 部 文 代	委 員	小 松 澄 男
委 員	川 染 節 江	委 員	塩 崎 孝 博
委 員	佐々木 英 典	委 員	末 澤 進
委 員	塚 田 昇	委 員	平 岩 久
委 員	豊 嶋 敦 子	委 員	藤 本 稔
委 員	新 居 幹 子		

4 欠席委員 なし

5 行政関係者

市民政策局長	加 藤 昭 彦	地域政策課長	佐々木 和 也
政策課主幹兼政策課男女共同参画推進 室長	多 田 安 寛	地域政策課長補佐	水 田 浩 義
		地域政策課地域振興係長	黒 川 桂 吾

人事課主幹	松崎充宏	スポーツ振興課長	永正千里
長寿福祉課長	東原博志	スポーツ振興課長補佐	
長寿福祉課長補佐	石川浩次		佐藤雅彦
長寿福祉課管理係長	角陸由美子	都市計画課長	木村重之
長寿福祉課主任主事	遠山隆則	都市計画課主任技師	谷口紗代
生活衛生課長	山下衛	公園緑地課長	網本哲郎
創造都市推進局文化・観光・スポーツ		公園緑地課長補佐	植田克美
部長文化芸術振興課長事務取扱		教育局次長総務課長事務取扱	
	秋山浩一		藤本行治
		教育局総務課長補佐	織田賢二

6 事務局

支所長	谷本裕巳	管理係長	都村敏勝
支所長補佐	宮武和弘	副主幹	宮武昌広

7 オブザーバー

高松市議会議員	森川輝男
高松市議会議員	西岡章夫

8 傍聴者 なし

会 議 次 第

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議 事

(1) 報告事項

ア 建設計画に係る平成23年度事業の実施状況について

イ 平成25年度の国分寺老人福祉センター施設の管理について

(2) 協議事項

ア 建設計画に係る平成25年度および26年度の実施事業に関する意見に対する
対応方針について

4 その他

5 閉 会

午後2時 開会

会議次第1 開会

○事務局（宮武和） ただいまから、平成24年度第2回高松市国分寺地区地域審議会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては何かと御多忙のところ、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、本地域審議会の事務局として私、宮武が進行させていただきますので、よろしくお願いを申しあげます。

開会に当たりまして、土井会長より、御挨拶を申しあげます。

○土井会長 地域審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申しあげます。

委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本日御出席いただきました市職員の皆様には、遠路、お越しいただき深く感謝申しあげます。

本日は国分寺会館が年末まで休館となっている関係で、今年の6月にリニューアルオープンいたしました、国分寺北部コミュニティセンターでの開催となりました。

このコミュニティセンターについては、昨年度より耐震補強と内部改修工事を行い、御覧いただいたと思いますが、使いやすく機能的なセンターに変身しており、この場を借りて、改めてお礼申しあげます。

さて、月日が経つのも早いものであり、来年の1月10日で、高松市との合併7周年を迎えようとしています。この間、委員の皆様、また、地元関係者ならびに市当局の御尽力により、国分寺地区建設計画に基づき、地域における様々なまちづくり事業が実施されておりますことは、会長として大変うれしく思います。

そのような中、高松西部地域文化施設整備事業につきましては、先般の6月市議会において、設置目的や利用料金を盛り込んだ「高松国分寺ホール条例」が制定され、ホールの建築状況につきましても、現在、本体工事は終了し、11月末竣工に向けて、駐車場・外構工事に取り組んでおり、工事完了後、年明けから、来年4月中頃のオープンに向けての準備作業を行う予定とお聞きしています。

また、その他の各種事業につきましても、本日の会議資料にありますように、順調に進んでいるところでございます。

なお、本日は、平成23年度の国分寺地区の事業実施状況および先般7月20日に提出いたしております、建設計画に係る平成25年度および26年度の実施事業に関する意見に対する今後の対応等について、この後、各担当局課から、説明いただくこととしております。

どうか、各委員の皆様には、これらの内容について、忌憚ない御意見を賜りますようお願い申し上げますとともに、市各担当局課においては十分に御検討をいただき、よりよい方向に向けた対応をとっていただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが開会の御挨拶といたします。

○事務局（宮武和） ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に、会議の進行等について注意事項なり、お願いをいたしておきます。

合併協議において、本地域審議会の会議は公開することとなっており、傍聴につきましては、傍聴内規を定めておりまして、本日の会議につきましてもこの内規に沿って、傍聴をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

また、本地域審議会の会議につきましても、会議録を作成することとなりますので、御発言をされる場合には、まず、議長の許可を得た後、誠に恐れ入りますが、お手元のマイクのスイッチを押していただき、お名前を先に申し出ていただき、御発言をされますようお願いを申し上げます。

それでは、以後の進行につきましては、本審議会設置並びにその組織及び運営に関する協議第7条第3項の規定により、土井会長に、会議の議長をお願いいたします。

会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（土井会長） まず、会議録署名委員さんを指名させていただきたいと存じます。

会議録署名委員には、本委員会の名簿順をお願いしておりますので、本日は、豊嶋敦子委員さん、新居幹子委員さんのお二人をお願いいたします。よろしく願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、15名の委員全員の出席となっており、本審議会協議第7条第4項の規定によりまして、会議は成立いたしております。

会議次第3 議事

○議長（土井会長） それでは、これより議事に移りたいと存じます。

本日の議事でございますが、次第のとおり報告事項2件、協議事項1件の案件がございます。

ます。まず、(1)の報告事項から、順次担当局課より説明をいただき、説明終了後に、御質問と御意見をお受けしたいと思えます。

なお、時間の関係もございますので御質問と答弁につきましては、簡潔にお願いいたします。それでは、(1)の報告事項ア、建設計画に係る平成23年度事業の実施状況について、地域政策課からお願いいたします。

○佐々木地域政策課長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○佐々木地域政策課長 地域政策課長の佐々木でございます。どうぞよろしく願いいたします。私以降職員の説明につきましては、こちらの席で、座って説明させていただきます。

それでは、報告事項アの建設計画に係る平成23年度事業の実施状況につきまして、座って説明させていただきます。

お手元に、A3サイズの資料が2種類あると存じますが、その内、資料1の建設計画に係る平成23年度事業の実施状況調書（国分寺地区のみの事業）をお願いいたします。

この資料でございますが、一番左側のまちづくりの基本目標として、連帯のまちづくりから参加のまちづくりまで、5つの基本目標ごとに、施策の方向、施策項目、事業名、23年度事業の実施状況を記載し、23年度の予算現額と23年度の決算額を対比させるとともに、24年度へ繰越した事業については、その額と事業の概要を記載しております。

時間の関係もございますので、逐一の説明は省略させていただきますが、主な事業の23年度決算額を申しあげますと、まちづくりの基本目標の連帯のまちづくりでは、精神障害者福祉の推進として、精神障害者共同作業所「おへんろの駅こくぶ」の運営助成に470万円、特別保育として、障がい児保育・地域子育て推進事業などに587万6千円、人権教育の推進として、みんなで人権を考える会2011・市民講座・研修会の開催などに493万3千円などがございます。

次に、循環のまちづくりでは、水道管網の整備として、老朽ビニル管の更新・配水管の布設などに、1億2,308万6千円、下水道汚水施設の整備（西部処理区）として、汚水管渠工事などに、4,167万3千円、合併処理浄化槽設置整備事業として、浄化槽設置助成に、2,073万8千円などがございます。

次に、連携のまちづくりでは、学校施設の整備として、国分寺南部小学校受水槽改修に、976万4千円、高松国分寺ホールの整備として、建設費用に、8,295万2千円、市営

住宅の整備として、東山第3団地の住宅建設と住戸改善などに、2億238万2千円、讃岐国分寺跡資料館の運営として、史跡まつりの開催・各種教育普及事業の実施などに、973万5千円、特別史跡讃岐国分寺跡・史跡国分尼寺跡保存整備として、国分寺跡・国分尼寺跡史跡地の公有化ならびに史跡公園管理費、出土品整理費等などに、1,648万6千円でございます。

次に、交流のまちづくりでは、松くい虫の防除に、804万9千円、国分寺町まつりの開催として690万円の事業補助、市道の整備として、市道川原3号線・南部中央線などの整備に、1,338万1千円。国分寺町コミュニティバス運行事業として、運行に対する補助金として、960万円でございます。

次に、参加のまちづくりでは、国分寺北部コミュニティセンターの耐震補強等工事に、3,702万円でございます。

以上、連帯のまちづくりから、参加のまちづくりまでの決算額を合わせまして、総額で、6億1,252万1千円を23年度において執行いたしましたものでございます。

また、右の端の24年度への繰越額の欄に記入のある事業につきましては、23年度内の事業の完了に向けて、鋭意、取り組んできましたが、結果として、どうしても年度を繰り越して、事業の実施を図る事情が生じたものであり、予算を24年度に繰り越したものでございまして、その総額は、1億3,539万8千円となっております。

以上で、平成23年度事業の実施状況の説明を終わらせていただきます。よろしく願いします。

○議長（土井会長） どうもありがとうございました。以上で、建設計画に係る平成23年度事業の実施状況（地区のみの事業）についての説明が終わりました。

ただいまの報告事項アの説明に関して、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

○末澤委員 はい。

○議長（土井会長） はい、末澤委員。

○末澤委員 末澤です。今回の資料とは直接関係はないのですが。下水道については、だいたい順調に工事が進んでいますが、国分寺町域の進捗状況および完了年度を聞かせてください。

○佐々木地域政策課長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○佐々木地域政策課長 この件につきましては、本日、あいにく担当課が出席しておらず、明確な答弁ができかねますので、後日、文書で回答をさせていただくということで、よろしいでしょうか。

○末澤委員 はい。

○議長（土井会長） 他にございませんか。はい、どうぞ。

○末澤委員 末澤です。市道の整備で繰越もされていますが、南部中央線の一番問題になっているところが残っています。

前回もお話をしたと思うのですが、予定をしておりました片山食料品店さんの方には、何回かお話に行かれたということは聞いておりますが、その前にお聞きしたいことがあります。

一つは、東側のJAとの境には1メートル以上の段差があります。ここについて、どのような計画をされているのか。また、どんな青写真を作っているのですか。担当課がきていないので分かりませんか。

もう一つは、南側に秋山衣料品店さんがいます。この西側に交差点があり、母親や老人会の方々が交通指導をしています。そして、信号を渡らして、市道の南側に誘導しています。

ところが、お聞きするところによれば、秋山衣料品店さんの看板のテントに、車が何回も当たっているようです。また、当て逃げもあるみたいです。このようなことから、指導員の方からは、信号を渡らず以上は、南側の方にも歩道をつけた方がいいのではないかと、いう提案をいただいています。

小学校前の南部コミュニティセンターから秋山衣料品店さんまでは歩道が整備されていますが、そこから西の交差点までは、歩道は60センチもなく、途中で電柱も立っている状況です。極端な場合、車がきて子どもが電柱にぶつかるという心配もされているなど、ここは非常に危険であり、整備が非常に難しい場所だと思います。

本日は担当課がきていないということですが、一度現場を見ていただき、その上で判断してもらえませんか。秋山さん夫妻からも、自分たちが後退してもかまいませんという了解を得ております。予算が繰越になっていますので、是非、検討をお願いいたします。回答は、後で結構です。

○佐々木地域政策課長 議長。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○佐々木地域政策課長 道路課が担当になりますが、道路課も、本日出席しておりませんので、末澤委員さんからの南部中央線に関する二点の質問、北側の段差、南部小学校から西側の通学路の整備については、現場を確認し状況を見せていただいた上で、審議会の方に御報告するという事を担当課の方に伝えておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（土井会長） 他にございませんか。

○豊嶋委員 はい。

○議長（土井会長） はい、豊嶋委員。

○豊嶋委員 豊嶋です。2ページ目の南部コミュニティセンターの消防設備設置工事で、予算額と決算額がかなり違うように思えます。実際、工事するに当たっては、見積等で予算額を決めていると思います。24年度に繰越額が無いということなので、工事は終わったと考えていいのでしょうか。それならば、なぜ、これだけの差額が発生したのかを教えてください。

○佐々木地域政策課長 はい。

○議長（土井会長） はい、佐々木課長。

○佐々木地域政策課長 南部コミュニティセンターの消防設備でございますが、このような工事を高松市内で二か所実施する予定がありまして、ここと香川町の大野コミュニティセンターです。

最終的には、業者に見積をかけた結果、安く落ちたものですから、この金額の差額がでたという内容でございます。

○豊嶋委員 分かりました。

○議長（土井会長） よろしいですか。特に御発言が無いようでございますので、次に、報告事項イ、平成25年度の国分寺老人福祉センター施設の管理についての説明をお願いします。

○東原長寿福祉課長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○東原長寿福祉課長 長寿福祉課の東原でございます。長寿福祉課から御説明させていただきますのは、国分寺老人福祉センター施設の来年度の運営についてでございます。

お手元の資料2をお願いいたします。

昨年度からの勉強会・地域審議会でご説明させていただき、皆様、御承知とは存じますので、国分寺老人福祉センターの概要につきましては、省略させていただきますが、近年、

高齢者のニーズが多様化し、また介護保険制度等により多様な高齢者向けサービスが提供されようになりましたことから、老人福祉センターの利用者は固定化し、特に、浴室の利用者の減少が顕著なことから、24年度から、浴室の利用を休止している状況でございます。

これにつきましては、他の老人福祉センターでも同じ状況でございます。牟礼老人福祉センター、屋島源平荘につきましても機能の廃止を検討しているところでございます。

建物につきましては、老朽化が進んでおりまして、耐震診断の結果は、評価 b で、「地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または破壊する危険性がある。」と判定されております。

耐震補強工事や、建て替えには多額の経費が見込まれますが、先ほど申しあげましたような状況から、利用者の拡大は望めないため、市としては、耐震補強工事は行わず、できるだけ早い時期に施設を閉鎖する必要が生じ、対応を検討しておりました。

そうしたところ、高松市社会福祉協議会から譲渡の申出があり、これにつきましては、購入後に、社会福祉協議会が耐震補強工事ないしは建て替えを行うというものでございます。

高松市社会福祉協議会は、旧国分寺町時代の老人福祉センター建設当初から、長年、施設内に事務所を置きまして、老人介護支援センター等の運営を行っておりますほか、市の委託を受けました生きがいディサービス、高齢者と地域の交流事業などを行っているものでございますので、この申出を受け、本市といたしましても、同協議会への売却を検討していたところでございます。

当初、指定管理期間が終了する24年度末での施設の売却を検討しておりましたが、24年度中に、国分寺中学校に武道ができる環境の整備が見込めない状況から、25年度につきましても、2階の武道館の使用を継続することとなりました。

そうなりますと、24年度末での譲渡もできませんので、指定管理期間が終了した、25年度の施設の管理が問題となってきております。

地震で倒壊の恐れがある建物でございますので、従来どおりの使用は好ましいものとは言えませんので、2階と同様に、1階につきましても、その辺りを十分に御理解いただいた上での暫定的な使用となります。

具体的には、不特定多数の方が、自由に利用できる老人福祉センターとしては、その機能を廃止し、市が普通財産として管理することとなります。

2階の武道館につきましては、従来から普通財産として管理しておりますので、来年度での管理方法の変更はございません。

老人福祉センター廃止後の施設の管理方法でございますが、従来から継続している事業がございますので、社会福祉協議会国分寺支所、シルバー人材センター国分寺町連絡所などへは、使用部分を貸し付けることとなります。

社会福祉協議会国分寺支所の老人介護支援センター、指定介護支援事業所や老人福祉センターで実施しております「生きがいディサービス事業」や、「高齢者と地域の交流事業」については、継続して実施いたします。

また、相談、健康増進等の老人福祉センターとしての機能は、同様のサービスを実施している保健センター、地域包括支援センター、コミュニティセンター、ふれあい福祉センター勝賀を利用していただくこととなります。

この老人福祉センター条例の廃止につきましては、12月の市議会に提案いたしたいと存じておりますので、皆様方の御理解をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（土井会長） どうもありがとうございました。以上で、平成25年度の国分寺老人福祉センター施設の管理についての説明が終わりました。

ただいまの報告事項イの説明に関して、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

○佐々木委員 はい。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 佐々木でございます。今説明をいただいた中で、市の社会福祉協議会の方で購入希望があるということですが、私は、市の社会福祉協議会が、このような財産を購入していく財源があるということやまた、それ以降管理していくということについて、納得ができません。

消費税を値上げして、総合福祉事業に充てるという時代に、市から社会福祉協議会に、どの程度の支援がなされているのですか。支援されているところが、土地を買う、建物を買う財源を保有しているのであれば、その地域全体の社会福祉は、今までどのような形で進められてきたのかという点に疑問を感じます。社会福祉協議会の事業は、市の福祉事業の延長だと解釈していますし、そうであるものだと思っています。

それであれば、私は、市の財産の一部を借りて活用しながら事業を起こすのが、当然だ

と思います。

国分寺町時代は、現にそういった形でやってきておりました。ですから、社会福祉協議会が、財産を持って運用していくような財源を作り出すというのはいかがかと思います。

それと、この場でだす問題ではありませんが、社会福祉協議会の会計的な問題についても、一部疑義があります。

これは、今全市的なコミュニティの方でも問題になっています。それらがこういう形でできた場合に、コミュニティ活動に対しての障害にもなりかねないと感じていますので、このあたりについても、長寿福祉課の方ではどのように考えられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（土井会長） はい、答弁をお願いいたします。

○東原長寿福祉課長 長寿福祉課でございます。社会福祉法人が市の土地を購入する場合、その土地の評価額の2分の1で購入するよという国の指導もでございます。

今回の国分寺老人福祉センターにつきましては、施設の耐震補強が必要であるということから、内部の検討状況では、建物については、無償で譲渡せざるを得ないかなと思います。また、土地については、適正な評価額の2分の1でということ、現在、考えております。

そして、購入する際の資金でございますが、これにつきましては、社会福祉協議会の各種の事業実施による内部資金と、金融機関等からの借入金での購入を考えていると伺っています。

○佐々木委員 はい。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 高松市と国分寺町時代の社会福祉協議会とは、若干、経営的なものが違うかと思います。現在も続いていますが、地区社協は住民から活動資金の助成を、従来より受けているわけです。そのようなところが、事業の収益の一部を財産購入に充てるということは、行政としてはいかがとは思いますが。

また、このようなことが、市全体やこの地域に伝わると、社会福祉協議会の活動を支えるために各家庭から集めている資金が、一体、どういったところで使われているのかという点で、問題がでてくると思うのです。

社会福祉協議会は財団という形にしておりますが、これは、あくまでも営利を目的とせず、市の支援を受けて、地域の社会福祉を深め、助成していこうということではないでし

ようか。

土地の問題については、これは私個人的な考えですが、市が留保しておいて、社協に貸すということであれば問題はないと思います。しかし、社会福祉協議会が帳簿上に土地を購入するというのであれば、財源を調べられるし、また、公表しなくてはならないので、そのあたりを十分しんしゃくして、検討していただけたらと思います。

○東原長寿福祉課長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○東原長寿福祉課長 一応、社会福祉法人ですので、市の方といたしましては、監査委員の監査を定期的に受けております。その中での報告では、特に、大きな問題があるような運営はしていないということを聞いております。

○議長（土井会長） 佐々木委員、よろしいですか。他にありませんか。はい、塩崎委員。

○塩崎委員 塩崎です。今の財産の関係ですが、本来の姿は、佐々木委員からありましたように、国分寺町の場合であれば、町が所有して社会福祉協議会が運営するという形だと思えます。

今回高松市は、多分、建物の耐震診断の結果が評価**b**になっているので、できたら手放したいという話かもしれません。それは、少しおかしいのではないのでしょうか。

やはり、市が所有して社会福祉協議会に運営させるという形が本来の姿ではないのでしょうか。普通財産にして、売買できるようにしたのでしょうが、法人に購入してもらうことはおかしくありませんか。

これらのことは、建替えも含めて、基本的に市のお金の中でやるべきことではないのでしょうか。建物は社会福祉協議会に無償譲渡し、そこが耐震化していくことにはなりますが、それだけのお金はあるのでしょうか。なかなか、難しい話だと思います。そのあたりのことは、どうなっていますか。

○議長（土井会長） 答弁をお願いします。

○東原長寿福祉課長 社会福祉協議会の方から、土地も含めて譲渡してほしいというお話があった時に、資金面につきまして、若干、私どもも気にはなっておりました。

その後、いろいろなお話をお聞きする中で、先ほども御説明しましたように、社会福祉協議会会計の中で、内部留保資金も若干ございます。また、購入に当たっては、金融機関等からの借入金も計画しているということなので、売却を検討していこうということになりました。

もちろん、購入後の施設の耐震化や改築のお話も聞いております。具体的なことについては、社会福祉協議会の方でも決定はしていませんが、ある程度の資金計画の目途が立っていることは聞いております。以上です。

○議長（土井会長） よろしいですか。はい、末澤委員。

○末澤委員 末澤です。東原課長さんには、いろいろと御苦勞をかけていますが、最後に気になることは、今後の対応です。

今の説明によりますと、平成24年度は使用可能であり、平成25年3月31日をもって使えなくなると解釈していいのですか。そして、老人福祉センターを壊すということは、武道館も含めた全部を壊すということにもなり、また、9月市議会において、森川議員の質問に対して、武道館については第2体育館の方で床改修するという、局長の答弁もありました。

そうすると、現実的に平成25年3月31日で終了した場合、第一点目として、これまでここを利用していた方々は、今後、どこを利用したらいいのか。

もう一点は、社協とシルバーには使用部分を貸し付けるとありますが、従来どおりのような貸付方法になるのか。根本的には、代替となる施設の場所や建物を検討する気がありますか。そのあたりのことについて、少し聞かせてください。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○東原長寿福祉課長 9月の議会において、2階の武道場の使用につきましては、利用者に支障がでないように対応したいということです。25年度におきましても、国分寺中学校生徒の武道の授業、部活動、地域のスポーツ少年団の利用につきましては、今年度同様、引き続き利用していただきます。

ただ、耐震補強工事が必要な危険性のある施設でございますので、できるだけ早く、学校において、武道ができる環境の整備をお願いしていきたいと考えております。したがって、2階部分の25年度の使用は、引き続き可能でございます。

また、1階の老人福祉センターの施設については、指定管理が終了します25年3月末をもって、老人福祉センターとしての機能は廃止します。25年の4月からは、普通財産として、市が直接管理いたします。

なお、社会福祉協議会等が、従前より国分寺地区において福祉事業を展開しておりますので、これらの事業を継続実施していくために、社会福祉協議会とシルバー人材センターの使用部分につきましては、貸付をしていきます。基本的には、貸付をしている部分の光

熱水費については、御負担していただくということで、お話を進めているところです。

以上でございます。

○末澤委員 代替施設については、どうなりますか。

○東原長寿福祉課長 条例が廃止になりますと、相談業務・健康相談・機能回復・レクリエーションの提供の場などの機能があつた老人福祉センターは廃止になります。

これらの業務につきましては、先ほども御説明しましたように、介護保険制度が充実してきており、保健センターや地域包括支援センターの保健師が、相談業務や健康教室や介護予防教室等を実施いたしております。

また、これまで老人福祉センターを利用されていた老人クラブの方や市民で利用されていた方につきましては、コミュニティセンターでの利用をお願いしたいと考えております。

○末澤委員 言葉では簡単ですが、南部と北部のコミュニティセンターについては、現在活動が活発であり、これから入って使用できる余裕は無いと思います。

そのようなことから、老人会の方から、国分寺会館の1階に、最小限の利用場所をいただけないものかということをお願いされています。この点について、難しいとは思いますが、できる範囲で回答をお願いします。

○議長（土井会長） 東原課長、答弁できますか。

○東原長寿福祉課長 コミュニティセンターについても、基本的には、福祉センターで実施している機能はあるかと思えます。

また、利用については、老人会もコミュニティ協議会を構成している団体なので、関係者と年度の活動計画を作成する中で協議していけば、ある程度の利用は可能であると考えております。

○佐々木委員 はい。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 佐々木です。先般の勉強会の時に、このような話がでた時に危惧を感じ、今回、コミュニティ協議会のことについて、市の方に質問を提出しております。

前回の勉強会でもお話しましたが、国分寺町時代には大きな施設はありませんでしたが、各地区で活動できるようにということで、各地区に児童館を建てました。

児童館は、児童が学校に行っている間は、地域のお年寄りや地域の方が使えるという目的で作りましたが、現在は、手続き等いろいろな面で障害があり、なかなか使えません。

現在、南部と北部のコミュニティセンターは、お互いに譲り合って活動しており、この

ような時に、老人福祉センターで実施している活動が入ってくれば、コミュニティセンターは飽和状態になります。今、このような話で市に行っても、横の連絡を取っていただけない状態です。

地域には使用できる施設もありますので、市は、所管の縦割りにとらわれず、横の連携を行って調整し、地域にある施設を有効に活用できる仕組みを作っていただきたい。また、このような話が持てる雰囲気を作っていただきたいと思います。

なお、社協に譲渡する場合は考え方が変わってきますが、今回、市の普通財産となり、武道館と社協の国分寺支所とシルバー人材センターが継続するということですが、現に1階の大広間は、使えない状態ではないと思いますので、ここも含めて、当分の間は活用し、その中で、南北の地域で考えていきたいと思います。

南部のコミュニティセンターも、平成26年度には耐震工事にかかります。そうすると、もっと活用の場所が減少しますので、これを地域全体でカバーして行かなければなりません。

施設が来年の4月に無くなり、その後のことはコミュニティで考えてもらった方がいいのではなくて、もう少し柔軟な姿勢で検討できる場を作っていただいて、お互いに、継続していけるような形を考えてもらえたらと思います。

○議長（土井会長） どちらか、答弁をお願いします。

○佐々木地域政策課長 はい。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○佐々木地域政策課長 佐々木委員さんのおっしゃられたとおりだと思います。

実際、老人クラブが使用していたという実例がありますので、使えなくなった場合には、活動場所や場の提供などの面について、国分寺町の中で、コミュニティを中心として、関係各課が一度集まって調整する場は必要であろうかと思っています。この場ですぐに代替施設はどこかという話ではありません。

まずは、協議の場をもって、少なくともその人たちが活動できる場を探す、確保してあげるとい方向を探っていくことが私どもの仕事だと思っていますので、調整の部分については、また、させていただこうと思っています。以上です。

○川染委員 はい。

○議長（土井会長） はい、川染委員。

○川染委員 川染です。先日の勉強会より、この問題についての活発な議論が交わされて

います。今の施設が、市の社会福祉協議会に移り、活動の場所が狭くなるような感じになり、そこで、佐々木委員さんが、柔軟な考えで、他の施設でも使用できるようにという提案がありました。そのことについて、一言意見を述べたいと思います。

今言われていることは、ハード面のことについてですが、まちの中で人を育成するという観点からも、子どもと老人が触れ合うということは、大切な出会いになっております。

国分寺の私の住んでいる近くにも、児童館がございます。そこにおいても、ある程度の規制があったとしても、柔軟な対応ということで、老人の方の活動がもっと使いやすく、自由になればと思っています。

もう一つは、高松市社会福祉協議会は、合併によって広範囲になっていますので、施設の改築などの問題については、近くの住民にとっては大きな不安を感じます。このようなことも配慮していただき、次の段階に進む時には、是非、細やかな協議をお願いしたらと思います。以上です。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○東原長寿福祉課長 ただいまの川染委員の御質問にございましたように、将来的に、社会福祉協議会が福祉事業を幅広く展開していく中で、高齢者と子どもたちの交流を考えてほしいということは、譲渡に当たっての条件を協議する中で、地域審議会からの御意見ということをお伝えしておきたいと思います。

○議長（土井会長） 特に御発言が無いようでございますので、次に、(2)協議事項アの建設計画に係る平成25年度および26年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について、最初に地域政策課より全体説明をいただき、その後、対応調書の資料に沿って、各担当局課より、順次、説明をいただきます。

なお、説明は事前配布しております資料3、建設計画に係る平成25年度および26年度の実施事業に関する意見に対する対応調書の掲載順に行うこととし、最初に、1番の男女共同参画社会の実現についてから4番の高松国分寺ホールの管理運営についてまでの説明と質疑を行い、その後、5番の福祉センター内武道館の在り方についてから7番の国分寺支所の総合センター（仮称）化についてまでを行います。

また、時間の関係もございますので御質問と答弁につきましては、簡潔にお願いいたします。それでは、地域政策課の方から全体説明をお願いします。

○佐々木地域政策課長 それでは、協議事項アの建設計画に係る平成25年度および26年度の実施事業に関する意見に対する対応方針について、説明をさせていただきます。

お手元の、資料3をお願いいたします。

この対応調書につきましては、本年6月4日に開催されました第1回地域審議会で提出をお願いしました、建設計画に係る平成25年度および26年度の実施事業に関する意見に対する対応方針を整理したものでございます。

それでは、項目順に従いまして、それぞれ所管をしております担当局課から、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○多田政策課男女共同参画推進室長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○多田政策課男女共同参画推進室長 政策課男女共同参画推進室の多田でございます。

項目番号1、男女共同参画社会の実現についてでございますが、右側の対応方針にございますように、男女共同参画センターの移転整備につきましては、基本構想を踏まえ、今年7月、施設のゾーニングなどを定めました「高松市男女共同参画センター基本計画」を策定いたしました。

この計画の策定に当たりましては、男女共同参画推進懇談会やパブリック・コメントなどにおきまして、市民の皆様のお意見をお聞きするとともに、その内容をホームページで公開しているところでございます。

移転後におきましては、現在、参画センターで実施しております事業の継続を基本とする中で、同一施設内に整備いたしますことも未来館や平和記念館を含めた3館が、お互いの強みを生かした複合施設ならではの事業展開を図るなど、ソフト面におきましても、男女共同参画社会の実現に向けた機能の充実に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（土井会長） はい、どうもありがとうございました。続きまして、地域環境の保全について、保健所生活衛生課をお願いします。

○山下生活衛生課長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○山下生活衛生課長 高松市保健所生活衛生課の山下です。項目番号2、猫の飼い方の指導についての対応方針を御説明させていただきます。

猫の所有者等に対しては、「動物の愛護及び管理に関する法律」では、人の生命、身体もしくは財産に害を加え、または人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること、環境省告示では、周辺環境保全のため、公園や道路等公共の場所および他人の土地、建物等を糞尿等

で汚すことのないよう、また、疾病の感染防止や猫同士のけんか等不慮の事故防止等のため、室内飼養に努めることと定められております。

条例化については、まず、他都市の制定状況等を調査、研究してまいりたいと存じます。

次に、指導、啓発等につきましては、現在、猫の所有者に対して、所有者明示の必要性、室内飼養および繁殖制限について広報等を行うことにより、所有者のマナー向上を図っているところでございます。また、飼い猫によって迷惑を被っている場合は、所有者等に対して個別に助言等の対応を行うとともに、迷惑を被っている方に対しては、短期間ではございますが無料で猫侵入防止装置（ガーデンバリア）の貸出しを行っているところでございます。

さらに、猫については1世帯につき1年度2匹まで不妊去勢手術費用の一部補助制度があることもあわせて広報し、むやみに繁殖させないよう制度を設けているところでございます。

今後におきましても啓発チラシなどを活用し、さらなる個別指導や啓発を実施するとともに、猫侵入防止装置の台数を増やすことや有効な周知啓発方法を調査、研究してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（土井会長） はい、続きまして、街区公園の設置について、公園緑地課、お願いいたします。

○網本公園緑地課長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○網本公園緑地課長 公園緑地課の網本でございます。項目番号3、家庭教育の充実、街区公園の設置についてでございます。

対応方針でございますが、街区公園の設置基準といたしましては、1箇所当り面積0.25ヘクタールといたしており、「第2次高松市緑の基本計画」におきまして、身近な公園として「1小学校区1公園」の整備を目標としており、その優先順位は、公園が無い小学校区を優先的に整備することとしております。国分寺地区の街区公園新設につきましても、同計画に基づきまして、検討してまいりたいと存じます。

また、一定規模の開発行為（新興住宅地）を行う時は、生活環境の提供を図る目的で、一定水準が保てるよう開発公園の設置が定められておりまして、国分寺地区の街区公園を補完する公園として整備が行われているところでございます。

なお参考でございますが、現況の国分寺地区内の公園等設置数でございますが、街区公

園が1箇所、地区公園が2箇所、ちびっこ広場が8箇所、市が管理しております開発公園が16箇所の合計で27箇所。面積にして、15.12ヘクタールでございます。

御理解を賜りたいと存じます。

○議長（土井会長） はい、どうもありがとうございました。続きまして、高松国分寺ホールの管理運営について、文化芸術振興課をお願いします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 文化芸術振興課の秋山でございます。

高松国分寺ホールの管理運営についてということで、対応方針について御説明させていただきます。

高松国分寺ホールでございますが、現在工事を行っております、いろいろな面で地域の方々に御迷惑をおかけしているところでございます。現在は11月末の竣工に向けまして、順調に進んでいるところでございます。

このホールの管理運営につきましては、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用しつつ、利用者へのサービス向上を図るとともに、経費の削減を図る必要があることから、公募での指定管理を採用するとともに、利用料金制を導入することとしております。

使用料の減免につきましては、利用料金制を導入することとしていることから、指定管理者が行うこととなりますが、行政といたしまして、ある一定程度適切に対応するように、指導してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（土井会長） どうもありがとうございました。ただいまの項目番号1から4の説明に関して、御質問、御意見等ございましたら、御発言をお願いします。

なお、質問は、説明をいただいた項目順に行います。まず、項目番号1、男女共同参画社会の実現について、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

○川染委員 はい。

○議長（土井会長） はい、川染委員。

○川染委員 川染です。7月に策定されたとありますが、一般の方は、策定までの情報をホームページで公開されている以外で、知りえる方法はありますか。ホームページだけでもしょうか。

○多田政策課男女共同参画推進室長 パブリック・コメントや懇談会での意見の内容です

が、皆様からのパブリック・コメントではこういう意見があり、それに対して、市の方はこういうことを考えていますというものの周知方法は、現在のところ、ホームページのみでお知らせしているところでございます。

○川染委員 確か、今年の4月に新しい男女共同参画社会の冊子を作成していますね。

これ以外のことが、7月に策定されたところに入っているのですね。また、これを踏まえて懇談会をしたことが、ホームページに入っているのですね。

○議長（土井会長） 答弁をお願いします。

○多田政策課男女共同参画推進室長 男女共同参画推進室の多田です。

委員さんがおっしゃられる4月というのは、第3次たかまつ男女共同参画プランのことだと思いますが、これについては、平成27年度までの高松市における、今後の男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方等をまとめたものが、お手元にあるプランです。

先ほど私が申しましたのは、現在、錦町にある男女共同参画センターが、松島町の市民文化センターの跡地に、こども未来館と平和記念館を含めて同一建物内に整備をすることを基本構想の中で打ちだしています。

そして、基本構想の次の段階として、男女共同参画センターを、施設のどこに、どのようなゾーニングで作っていくのかを取りまとめたものが、7月の基本計画ということになります。

○川染委員 錦町にある、愛称サンフリー高松で、いろいろな登録している女性団体の間で、かなり協議が進められたと思います。それらは、今回、反映されていることになっていますね。手続き上は、そのような形になっていると解釈したらいいのですね。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○多田政策課男女共同参画推進室長 男女共同参画推進室の多田です。

松島町の方に移転することについては、いろいろな方から、いろいろな御意見をいただいています。先ほど申しましたパブリック・コメントや懇談会の他に、実際に施設を使われている登録団体の方にも、集まっていたいただいた機会に説明させていただき、また、御意見をいただいております。

私どもとしたり、できる範囲で、皆様の御希望を反映したつもりではおりますが、なかなか、すべてになっていないかもしれません。皆様の意見を取り入れたいという基本的な姿勢や考え方は、最終的に供用開始するまで、今の考え方で進めていきたいと思っております。

○議長（土井会長） 他にありませんか。無いようなので、続いて項目番号2、地域環境

の保全について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

○小松委員 はい。

○議長（土井会長） はい、小松委員。

○小松委員 小松でございます。細かい要望をいたしましたが大変、前向きに回答をいただきましてありがとうございます。そのことについて、四点ばかりお聞きしたいと思います。

ガーデンバリアの貸出しについて、当国分寺支所で貸付けをしているかどうかの確認をしたいと思います。それから、その貸出期間と利用状況についても、お願いしたいと思います。

また、ガーデンバリアを自費でもっている方がいますが、あまり効果が無いという話を聞いています。そのあたりのことについて、利用されている方の評価を、分かる範囲内でお答え願いたいと思います。

○議長（土井会長） はい、答弁をお願いいたします。

○山下生活衛生課長 生活衛生課の山下です。

最初の質問でございますが、国分寺支所での貸出しは行っておりませんので、直接、保健所の方に取りにきていただいております。なお、事前予約も行っております。

それから貸出期間ですが、2週間まで可能となっております。ただ、延長も認めておりますが、待機者もいる関係で、一度返還していただき、10日から2週間後に再度の貸出しということで、連続使用はお断りしています。

次に利用状況でございますが、現在のところ町別の集計は作成しておりませんが、平成23年度の市内全体の貸出件数は324件ありました。

また、自費で購入している方の評価でございますが、効果が無いという方もおられます。実際、こちらで貸出しをしている方の評価もいろいろで、効果が無いという方もいますし、逆に、よく効くので、再度貸してほしいという意見もあります。

猫が寄ってこない方法はいろいろあり、よく効く方法もあるし、あまり効果が無い方法もあります。ただ、猫が寄ってくるのは居心地が良いからです。

例えば、猫は、そこに餌があるとか、水を嫌いますので乾燥しているとか、床が平面でふわふわしている状態を好みますので、水気を多くするとか、床をでこぼこにするとかの対応で、少しは防ぐことができます。以上です。

○議長（土井会長） よろしいですか。他にありませんか。無いようなので、続いて項目

番号3, 家庭教育の充実について, 御質問, 御意見等ございましたら, 御発言を願います。

○小松委員 はい。

○議長(土井会長) はい, 小松委員。

○小松委員 小松でございます。良い回答をいただいたと思いますが, 一点目の質問として, 当国分寺地区が第2次高松市緑の基本計画において, 整備順位がどのあたりに位置付けられていますか。

二点目として, 現況の国分寺地区内の公園等設置数が参考としてありますが, 公園の違いがよく分からないので, 御説明いただけたらと思います。例えば, 街区公園と地区公園, ちびっこ広場と開発公園など, 素人向けに説明をお願いします。

○議長(土井会長) はい, 回答をお願いします。

○網本公園緑地課長 公園緑地課でございます。

まず, 国分寺地区がどのぐらいの状況かということですが, 市民1人当たりの公園面積の率から言いましたら, 橘ノ丘総合運動公園や如意輪寺公園という大きな公園がございますので, 集計上では, かなり整備されている地域ということになります。

ただ, 標準的で身近な街区公園(2,500平方メートル程度)ということになれば, 現在は新居児童公園の1箇所だけなので, 少し, 少ない状況かと思えます。

それから, それぞれの公園の定義でございますが, 街区公園といえますのは, 面積が平均0.25ヘクタールで, 半径250メートル程度の街区に居住する地域の方が利用する公園という位置付けでございます。

地区公園というのは, 半径1キロメートル程度の徒歩圏内に居住の方が利用する, 4ヘクタール程度の大きな公園という位置付けでございます。橘ノ丘総合運動公園や如意輪寺公園は, 地区公園に該当します。

それから開発公園でございますが, 住宅を開発する時に, 開発面積に応じて必要な公園面積が法律で決められています。そのため開発業者は, その条件の下で, 100から200平方メートル程度の小さな公園を造り, 完成後には市に寄付し, その後, 市が管理している公園でございます。

ちびっこ広場というのは, 民間の方の空地や休耕田をお借りし, 市の方で子どもたちが遊べる状態に整備している公園であり, 所有は民間の方のままで市が管理している状況のものであります。以上でございます。

○議長(土井会長) よろしいですか。他にありませんか。無いようなので, 続いて項目

番号4, 生涯学習・生涯スポーツの充実について, 御質問, 御意見等ございましたら, 御発言を願います。

○川染委員 はい。

○議長(土井会長) はい, 川染委員。

○川染委員 川染です。この対応方針にありますように, 指定管理者が公募によって決定したということは, 少しお聞きしています。

その決定した指定管理者についてですが, 一点目として, 指定期間はどれぐらいなのでしょう。二点目としては, その運営面をチェックする第三者委員会的な機関があるのか無いのかということについて, 教えていただきたいと思います。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 議長。

○議長(土井会長) はい, お願いします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 文化芸術振興課の秋山でございます。

高松国分寺ホールの指定管理者は, 公募により決定をいたしました。その期間でございますが, 公募の場合は5年間ですので, 平成25年度から5年間でございます。

それから, 運営面のチェックでございますが, 指定管理は, 高松市と指定管理者の間で協定を結び, 契約をしてからお願いするわけでございますので, 当然, 私ども文化芸術振興課の方でチェックさせていただき, 毎年の年度間協定の中で反映させていくという形を取っています。委員さんがおっしゃいました第三者機関につきましては, 今のところは考えておりません。

○川染委員 ありがとうございます。では, 今決まった方は, 何が何でも5年間は辞められないという立場ですね。そう解釈していいのですか。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 議長。

○議長(土井会長) はい, どうぞ。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 指定期間が5年間ということです。

例えば, 極端な例をあげますと, 指定管理を請けた事業者が民間事業者の場合, 倒産したという特殊な事情がございます。そういった場合は, 指定管理を解除するということは, 当然, 可能でございます。毎年の年度間協定は結んでいきますが, 原則, 今の状況が続く限りにおいては, 5年間は大丈夫であるということです。

○議長(土井会長) 他にありませんか。

○佐々木委員 はい。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 佐々木です。今、指定管理者が内定したということですが。当初、この施設につきましては、地域の市民文化の創造につながる施設という位置付けで公募したと聞いております。

今回内定した指定管理者は、どのような内容の審査を受けて選定されたのか。我々もその内容を見て、今後5年間の運営状況をチェックしていく体制が必要であると思います。そして、この地域の文化活動の中心的な役割を果たしてもらえるようになっていかなければならないと思っています。

内定事業者は、審査の中で、こういう点において指定管理者にふさわしいということ、公表していただけるかどうか、お聞きします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 文化芸術振興課の秋山でございます。

指定管理者の選定につきましては、選定委員会がございます。私どもも、高松市の他の施設と合わせて、そこで一括的に選定を行ったところでございます。

選定の内容につきましては、私は選定委員会自体には同席しておりませんので、詳しい内容についてはお答えできません。

ただ、今回内定いたしました事業者の提案の中には、地域との連携や貢献ということで、地元事業者の活用と地域人材の雇用を推進、地域活性化に貢献という提案内容がございました。それを受けての審査委員会の総評や考え方が提示されており、私どもも承知しておりますので、それについてはお答えできると思います。

まず、一点目としては、当該の団体につきましては、全国で多数の類似施設の管理運営を受託している実績を、高く評価していることです。

また、二点目としては、そのノウハウを活かした安定的な会館運営が期待できることです。

そして、三点目としては、運営に当たっては、地元文化団体等との協働や職員の地元採用等により、地域ニーズを十分に汲み取るとともに、地域地元文化団体の枠にとらわれないグローバルな視点での事業展開にも期待ができる、また、期待したいということです。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 それらは、文章的や言葉的には、非常に受け取りやすいのですが、実際、

全国ネットの企業が、高松市の片田舎の収容人員400人余りの会館で、グローバルな事業を起こしていけるかどうか。そして、地域で雇用していくというのは分かるのですが、雇用する人数といっても、ごく一部だと思います。

そのような中で、この地域の活性化・活力を出していくというのは、私個人としては、なかなか、難しいのではないかと思います。ただ、それらについては、これからの5年間は静観していかなければならないと思うし、先ほどもあったように、チェック機能を十分に取っていただければならないと思います。

我々は、文化施設の建設を、国分寺町時代から継続して待望してきたわけですが、建って5年経過しても、この程度のことしかできなかったというのでは、大変、残念に思うことになります。

選定についても、高松市は、継続して担当している人たちが入らず、選定委員会に任しているという点について、私は、少し残念に思います。

今後、高松市が、国分寺を含めた西部地域の文化活動に力を入れていただかないと、この施設ができた意味は無いと思っているので、その点、特にお願いしたいと思います。

同時に、オープンされた後、ただ単に、地域で文化活動をする人を募集するだけでなく、この地域に、どれだけのものを業者が勧誘していくかを明確にさせていただき、地域との連携を図り、活性化していければいいなと思っています。よろしく願いいたします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 文化芸術振興課の秋山でございます。

確かに、この施設は、国分寺地区にできましたすばらしい施設だと自負しております。この施設を有効に使って、地元の文化振興に役立てていくというのは、絶対にやらなければならないと存じています。そして、当然、地元の方々は初めての施設運営ですので、不安な点が多々あるということは存じております。

チェック体制というお話が出たと思いますが、指定管理者に対しては、これから、調整や毎年の年度間協定を結んでいくことになります。その場で、例えば、地域審議会での御意見や、いろいろな機会にいただいた地元の方々の御意見も含めて、施設の運営に反映できるような体制づくりを検討してまいりたいと存じております。

それからオープン後ですが、例えば、いろいろな太鼓演奏や地元で行われている演劇など、地元の方々の活動の支援も大事な役割の一つです。

もう一つは、できるだけ、国分寺ホールの稼働率を上げて活用し、レベルの高い文化芸術を地元の方にも鑑賞できる機会を多く設けることも大事なことであると思います。

これらのことについては、指定管理者の方から提案をいただいておりますので、市としても、今後の状況を見ながら、適切に対応してまいりたいと考えています。

○佐々木委員 よろしくお願ひします。それと、我々にとって使用料負担というのは、活動に対しての影響が大きく、二の足を踏むような形になっておりますので、そのあたりのことについても、指定管理者と十分連携をしていただきたいと思います。

企業は、もちろん採算が合わないような料金体系はとらないと思いますが、これらのことも含めて、協議ができるような形をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（土井会長） 他にありませんか。

○吉井委員 はい。

○議長（土井会長） はい、吉井委員。

○吉井委員 吉井と申します。二点ほど、お聞きします。一点目は、利用料金は、既に決定されているかどうかです。

二点目は、対応方針にもありますように、使用料の減免については、指定管理者が行うこととなりますが、適切に対応するよう指導してまいりたいとあります。

先ほど、佐々木委員からもありましたように、要は、国分寺ホールを造るということは、国分寺町民が、是非利用したいという想いが当然あります。その町民が使う部分については、利用料金を安くしたら稼働率が上がるということ、高松市から指定管理者の方に、しっかりと進言してもらいたいと思います。

いくら稼働率を上げてくれといわれても、料金が高ければ、当然、稼働率は下がっていく形になります。そのあたりのことについても、是非、お含みいただいた上で、指導してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土井会長） はい、お願ひします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 文化芸術振興課の秋山でございます。

利用料金につきましては、利用料金の上限は、条例の方で定めてございます。そして、指定管理者を公募する際に、この利用料金の範囲内で使用料の設定をお願いし、募集しております。なお、指定管理者の方での使用料につきましては、これからの協定の中で決定していくこととなります。

それから、減免についてでございます。多分、地元の皆様に対する減免制度のことだと

と思いますが、これは、非常に難しい問題でございます。

どこのホールについても、減免規定というのはあるのですが、明確に、地元の方について減免しますというような規定を設けているホールは、あまりございません。

というのが、地元といった場合、国分寺地域の方々だけでいいのかということになります。また、国分寺地域に建てられた、国分寺町の皆様が利用しやすいホールなのですが、高松市が建てた高松市民皆様のホールでもありますので、そういった時の枠をどうするかということがあります。高松市民だったら減免するといった場合に、いろいろな抜け道が発生し、非常にトラブルの原因になります。

例えば、いろいろな興業をする際に、高松市民が申し込めば減免になるのかということになれば、いったん高松市民を介して申し込んでくると、すべてが減免の対象になってしまうということになります。

ホールの料金につきましては、特に公共のホールは、使用料でホールの運営費をまかなっていくとなると、今の料金の5倍ぐらいの料金を設定する必要があります。

もともと、地域の皆様や高松市民の皆様が利用していただけるように、料金を下げているところもございますので、地元の方々に対する減免制度につきましては、なかなか難しいと考えております。

減免制度につきましては、指定管理者の方でもある程度の決定権限をもってございますので、その内容を見ながら、今後、話し合いの中で調整してまいりたいと存じております。

○議長（土井会長） よろしいですか。

○吉井委員 私としては、今の回答については、なかなか、納得ができません。

要は、大変立派な施設ができ、老人会が発表会に使う、交通安全協会が法規の講習会を開催するなど、使用する機会が増えているのに、地元国分寺ということで、料金が今まで5,000円だったのが、15,000円とか30,000円とか、50,000円になると、何のために、場所を国分寺町にもってきたかということになります。

だから、国分寺町の住民が、いかに安く便利に使えるということを基本にさせていただかないと、高松市全体でというのは大きな問題であって、我々地域審議会は、国分寺町の問題です。そのあたりを考慮していただかないと、本当に困るわけです。

○議長（土井会長） はい、秋山部長。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 おっしゃられることは、よく分かります。国分寺地区地域審議会での御発言でございますので、そういった御趣旨につきまして

は、よく分かります。

いずれにしても、減免の問題につきましては、非常に難しい要素がたくさんございます。指定管理者がどのような提案をしてくるかを見た上で、適切に判断してまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思えます。

○塚田委員 はい。

○議長（土井会長） はい、塚田委員。

○塚田委員 塚田です。決定した料金は、指定管理者が決まった5年間の料金なのでしょうか。それとも、永久的な設定なのでしょうか。

また、建物が新しいので修繕は少ないと思えます。しかし、料金が高く利用者が減り、稼働率が下がって運営管理費が捻出できなくなった場合の料金変更は、可能なのでしょうか。そのあたりのことについて、お伺いします。

○議長（土井会長） 答弁をお願いします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 文化芸術振興課の秋山でございます。

利用料金につきましては、条例で上限は設定しておりますが、指定管理者の方と最終的な使用料については、これからの調整になります。そこで決まった金額につきましては、5年間続けていただくことになります。

例えば、事業者から、稼働率の提案があって指定管理料が決定したわけです。稼働率が下がり、当初の収入予定が減少し赤字が発生した場合でも、5年間は、事業者の方で見させていただきます。そのかわり、黒字が発生した部分につきましては、事業者の方の収入になっていくということでございます。

○議長（土井会長） よろしいですか。はい、末澤委員。

○末澤委員 末澤です。私も傍聴しておりましたが、国分寺ホールの利用料金については、市議会において賛成多数で決定いたしました。その内容としては、ホール使用料が、平日は52,000円、土・日・祝日が65,000円。また、設備、器具等使用料は、別に明示されております。

ホールの収容人数については、四国新聞や我々には480人という報告を受けていますが、実際は、消防法の関係で、459人までしか収容できないということです。これでは、皆さんが楽しみにしていた敬老会を開催することができないのではと危惧されます。

また、地元の各種団体が利用するといっても、多くても100人前後なので、料金についても、利用者数に応じた、段階的に設定するという事も検討していただきたいと思

ます。

それと、駐車場の問題、利用料の減免など多くの問題がありますので、慎重な対応をお願いしたいと思います。

○議長（土井会長） 答弁をお願いします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 ホールの運営につきましては、国分寺地域で運営する初めてのホールでございますので、末澤委員さんがおっしゃるように、想定外の出来事やトラブル等が発生する可能性もあり、また、駐車場の問題など難しい問題もございます。

しかしながら、本当に立派な施設ができましたので、今後は、皆様の御意見をお聞きしながら、それらの問題を解決して適切に運営できるように頑張りたいと思いますので、是非とも御協力をお願いしたいと思います。

○議長（土井会長） よろしいですか。

○末澤委員 末澤です。そこで、一つだけ提案をしておきます。

ホールの建設経緯として、建設用地と3億7千万円の基金は提供したが、規模は3分の1になったということです。このようなことを考えると、国分寺町の住民に対しては、3年間の利用料減免、または、特別な利用料金を検討していただけませんか。難しいとは思いますが、一度、市長さんと相談してやってください。

○議長（土井会長） 末澤委員、提案ですね。回答は結構です。他にありませんか。

○藤本委員 はい。

○議長（土井会長） はい、藤本委員。

○藤本委員 藤本でございます。今いろいろな希望がありましたが、一つだけ確認しておきたいことがあります。

利用料金を決めるのは指定管理者ですが、最後に、適切に対応するよう指導してまいりたいとあります。いろいろな条件はあると思いますが、減免制度は作っていただけるのですね。その確認です。

○議長（土井会長） はい、回答をお願いします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 まず、減免制度につきましては、利用料金制をとっておりますので、指定管理者の方からの提案ということになってまいります。その際に、提案していただいた内容を、こちらの方でしっかりと吟味いたしまして、調整していくこととなります。

それから、例えば、減免制度につきまして、事業者の方から提案が無い場合、それをどうするのかということも含めての調整になってまいります。

ただ、減免制度ありきということは、今この段階では、申しあげることができません。

特に、何回も申しあげていますが、減免は、非常に難しい問題であるということをお承知いただきたいと思っております。その上で、地元の皆様に対する減免要望は、十分承知しておりますので、そのあたりのことは持ち帰らせていただきます。

○藤本委員 適切に、強く指導していただきたいと思っております。以上です。

○議長（土井会長） 他にありませんか。

○豊嶋委員 はい。

○議長（土井会長） はい、豊嶋委員。

○豊嶋委員 豊嶋です。要望ですが、ホールが建設されるまでは、国分寺町まつりや冬のまつりの開催時に、駐車場としてお借りしてまいりました。今後については、非常に難しいと思っておりますが、来年度以降の各種のまつり開催時において、全部は難しいと思っておりますので、一部でも駐車場としてお借りできることを要望したいと思っております。

特に、町まつりにおいては、皆さん御存知のとおり、自家用車の渋滞が発生しておりますので、その渋滞緩和のためにも、是非、検討していただきたいと思っております。以上です。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○秋山創造都市推進局文化・観光・スポーツ部長 国分寺ホールの駐車場の問題につきましては、非常に限られたスペースであるということも含めまして、ホールだけの駐車場というような基本的な考え方は、もっておりません。国分寺会館や国分寺支所もございますので、そのあたりを、一体的に考えていく必要があるのではないかと思います。

例えば、国分寺ホールの中で大きなイベントがあつて、ホールの駐車場が使えない場合もあります。少なくとも、大きなイベントが無くて、駐車場スペースが空いているときににつきましては、弾力的な対応を考えております。

○議長（土井会長） 他にありませんか。無いようなので、引き続きまして、項目番号5より、順次、説明をお願いいたします。では、項目番号5、教育環境の整備、福祉センター内武道館の在り方について、お願いします。

○藤本教育局次長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○藤本教育局次長 教育局総務課の藤本でございます。関連がございますので、長寿福祉課、スポーツ振興課の回答も合わせて御説明いたします。

右側の対応方針でございますが、現在のところ、中学生が部活動などで福祉センター内の武道館を利用しておりますが、今後、学校関係者の意見も伺いながら、中学校の複数ある屋内運動場の改修等によりまして、授業や部活動の練習場所の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、改修した施設は、地域への開放についても配慮してまいりたいと考えております。

したがって、学校内に武道場が整備されるまでは、福祉センター内の武道館の利用を継続してまいります。

なお、繰り返しになりますが、整備後につきましては、同施設を地域のスポーツ団体にも開放するよう働き掛けてまいりたいと存じます。説明は以上でございます。

○議長（土井会長） はい、どうもありがとうございました。続きまして、都市基盤の整備につきまして、都市計画課お願いします。

○木村都市計画課長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○木村都市計画課長 都市計画課の木村でございます。項目番号6、JR端岡駅周辺整備計画の策定と事業の推進についてでございます。

対応方針につきましては、JR端岡駅は、一日平均の乗降客数が、約2,700人を数え、本市の西部地域の拠点となる国分寺地域の主要駅として、重要な役割を果たしているところでございます。

一方で、駅の利便性の向上を図るため、南側への改札口の設置や、それにアクセスする道路や駅北側の整備など、駅周辺における新たなまちづくりが、旧町時代からの懸案事項となっております。

こうした状況の下、平成21年7月に、地元が主体となり、JR端岡駅周辺整備検討協議会が設立されたことに伴い、本市といたしましても指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、協議会への支援等に努めてきたところでございますが、現在のところ、関係者との協議が整わず、整備計画を策定するまでには至っていない状況でございます。

このため、駅周辺整備については北側と南側に分けて、個別に協議を進めることとされており、現在のところ、駅北側の整備について、地元自治会と地権者等との話し合いが進められているところでございます。

今後とも、駅利用者および地元関係者等の意見を反映し、地元住民の合意が得られる整備の在り方等について、引き続き協議会等を中心にして御検討いただくとともに、本市としても必要な支援等に努めてまいりたいと存じます。

○議長（土井会長） はい、どうもありがとうございました。引き続きまして、項目番号7、行財政運営の効率化と支所等の機能整備について、お願いいたします。

○松崎人事課主幹 人事課行政改革推進室の松崎でございます。関連の地域政策課の回答も合わせて、説明させていただきます。

支所・出張所など、地域行政組織の在り方につきましては、地域の実情に適応した市民サービスの提供を可能とするため、現在の本庁と支所・出張所という二層構造を、本庁・総合センター(仮称)・地区センター(仮称)の三層構造とする基本構想の策定を進めているところでございます。

この基本構想では、総合センターの所管区域や、組織・人員体制の考え方、今後検討すべき課題等について、今年度中に定めることとしておりますが、総合センターの設置位置など、基本構想の具体案につきましては、来年度策定予定の「地域行政組織再編計画」において定めることとしており、御要望の総合センターの設置についても、その検討過程において、総合的に考えてまいりたいと存じます。御理解を賜りたいと思います。

○議長（土井会長） どうもありがとうございました。ただいまの項目番号5から7の説明に関して、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

なお、質問は、説明をいただいた項目順に行います。まず、項目番号5、福祉センター内武道館の在り方について、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

○佐々木委員 はい。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 佐々木です。武道館については、建設予定地が決まるまでは現状のところを残し、そこを活用していく。そして、国分寺中学校は、第1と第2の二つの体育館があり、新たに武道館を造ることはできないので、どちらかの体育館を改修して、武道館として使用していくことと解釈しています。

それに伴って、第2体育館の耐震診断や改修の計画はありますか。また、診断後の結果において、耐震改修する場合は武道場の改修と一緒にできるが、耐震改修が無い場合は、どのような形で武道場を確保するのですか。

武道場の今後の位置付けを明確にいただかないと、福祉センター内の武道館の問題

が、いつまでも宙に浮いた形になります。そして、学校としても、そういった中で、これから必須科目となった武道をやっていかなければなりません。そのあたりのことについて、説明をお願いしたらと思います。

それと、関連になりますが、第2体育館の下に、太鼓の練習場があります。聞くところによると、中学校の校長先生が、そこは学校の施設なので、退いてもらって学校が使用するということを公言されたということです。そのことを聞いて、太鼓のメンバーが、非常にショックを受けています。

ここの管理体制はどうなっていますか。既に、学校の施設になっているのですか。学校には施設台帳があるので、そこに登載されているのですか。もし、学校の施設になっているのであれば、仕方ないのかなとは思いますが、それであれば、太鼓の練習場については、学校が使うまでに、他の場所に確保してもらいたいと思います。

ここの練習場については、町時代に、二回に分けて防音装置を設置し、かなりの金額を費やしています。それは、国分寺町が、太鼓を、地域の伝統文化として育てていこうという意味合いで推し進めてきたからです。その後の合併によって、NPOという形にはなっておりますが、高松市民全体で活用していけるような活動ということで、市の援助をもらいながら活動しています。ここの練習場を出され、練習場所が無くなることに危惧を感じています。この点についても、お答えいただけたらと思います。

○議長（土井会長） はい、回答をお願いします。

○藤本教育局次長 まず、第2体育館でございますが、平成19年度に耐震診断をしております。その診断結果によりますと、耐震性はあるという診断でございますので、特に、補強の必要は無いと考えております。

それから、第2体育館の施設台帳への登載でございますが、平成21年4月に所管換えをして取得しております。国分寺中学校が保有する建物として、台帳登載済でございます。土地につきましては、現在のところ学校用地ではなく、高松市長寿福祉課所管の土地でございます。

それから、太鼓の練習場の今後でございますが、現在は、第2体育館のピロティ部分を太鼓の練習場として御使用いただいているようでございます。

先ほど申しましたように、平成21年4月の引継ぎ以降の対応に関しては、現在、教育局総務課および中学校にその対応を定めた文書が存在しない状況でございますので、現状の使用を継続していただくほかないのかなと考えております。そして、学校の方にも、そ

ういった説明をしてまいりたいと思っています。

将来的には体育館の建替えも想定されますので、時期を見て、学校も含めた使用団体との協議が必要と考えております。回答は、以上でございます。

○佐々木委員 ありがとうございます。建替えとか学校が使用する場合には、是非、使用団体と事前に十分協議して、太鼓の活動が、継続していけるような状況を考えていただきたいと思います。

○議長（土井会長） 他にありませんか。

○末澤委員 はい。

○議長（土井会長） はい、末澤委員。

○末澤委員 末澤です。先般、森川議員と落合議員が武道館建設要望のため、7,400名の署名をもって議長の部屋にまいりました。その後の9月議会では、体育館が二つあるということ、建設できないということになりました。

私は、必須となった武道は授業ですので、武道館の館を消して、学校の敷地内に武道教室という意味合いのものを準備すれば、体育館が二つあっても、抵抗もなく、建設できると思います。

仮に、第2体育館の床改修をして使用するようになれば、柔道はいいのですが、他の者が使いづらくなります。また、保護者からの抵抗も考えられますので、学校敷地内に武道教室という考えの下で、実現をお願いしたいと思います。

○議長（土井会長） はい、これはお願いということもあり、回答は難しいと思いますので、できる範囲内をお願いします。

○藤本教育局次長 教室という解釈についてになりますが、実は、体育をする部屋は体育施設という区分になりますので、体育館と同じような保有になります。今、第1と第2体育館を合わせて、1,920平方メートルの保有面積になっております。今後、この規模の学校で建てる場合の補助対象面積は、1,476平方メートルでございます。ですから、現状でも500平方メートル弱保有オーバーとなっております。これに、別枠の武道場の450平方メートルをプラスすると、1,926平方メートルということになり、これから建替える際は、この面積が基準になると思います。

現状といたしましては、学校の方とも十分協議した上で、どちらかの体育館で対応できないかと考えております。以上です。

○議長（土井会長） 他にありませんか。無いようなので、続いて項目番号6、都市基盤

の整備について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

○佐々木委員 はい。

○議長（土井会長） はい、佐々木委員。

○佐々木委員 佐々木です。なかなか、全体が見えてこないということで、先に、北側の方を進めています。地権者からは協力的な意見をいただいているのですが、その人たちの要望が、十分に満たされていない状態になっています。

実は、地権者がJAの土地の一部を活用してもらいたいということで、JA香川県の方に相談にいったのですが、正式な回答が得られないまま、門前払い的な形になりました。

我々一般のものが整備に係っていく中で、具体的な内容の場面に進んでいきますと、どうしても限界があるということで、できれば、市に、JAへの働きかけをお願いできればと思っています。よろしくお願いします。

○木村都市計画課長 議長。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○木村都市計画課長 まず、整備計画策定に向けて、佐々木委員さんを始め、地元の市議の方におかれましては、検討協議会の立ち上げから、整備案の検討、関係地権者との協議を進めていただいていることには、厚くお礼を申し上げます。

御質問の北側の整備に当たっては、先々月、整備計画案のたたき台ということで、関係する地権者でありますJA香川県さんに協議を申し入れたところ、難色を示されたということをお伺いしています。

この事業は、地元合意された上で、計画案や検討案が整備され、それに基づいて事業を実施していく運びになっていきます。現在は、整備検討案の段階において、代替地・移転先の調整という問題で、困難な状況になっています。

検討協議会がJA香川県さんと駅北側の整備についての協議をする上で、市の方も一緒に同行させていただき、この事業に重点的に取り組んでいることを説明した方が、JA香川県さんに対しても、説得力があり効果もあると思いますので、今後、同行していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、まず、整備計画案を策定しないと、次の具体的な測量や設計に入っていけませんので、そのための技術的な支援をとらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土井会長） よろしいですか。

○佐々木委員 是非、お願いいたします。

○議長（土井会長） 他にありませんか。はい、末澤委員。

○末澤委員 駅南側の整備については、いろいろなことがあって反故となりまして、現在は、北側の整備に移っています。

端岡駅北側については、JAを除いて個人の地権者が6軒あります。この人たちに話をされていますか。私が聞いたところでは、話が無いみたいです。青写真があって話を進めているのかどうかということです。たとえ反対されても、このような構想をもって進めているということを示さなければいけません。

○議長（土井会長） 回答をお願いできますか。

○木村都市計画課長 青写真というか、検討図案はあります。まず、整備計画案ができてからでないと、市の方も交渉に入れませんので、事前に固めていきたいと考えております。なお、具体的な話については、協議会の委員さんと進めていきたいと思っております。

○議長（土井会長） 他にありませんか。はい、藤本委員。

○藤本委員 藤本でございます。今、末澤委員が南側の整備計画は反故になったものと認識しているとありましたが、それは、個人の意見だと思っております。

私は、決して、そうは思っておりません。引き続き、南側をやっていただかないとなりません。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○木村都市計画課長 反故になったという意味合いですが、私どもが考えておりますのは、事業自体をやめたということではございません。検討が中断しているという状況と認識しております。

○議長（土井会長） 他にありませんか。はい、平岩委員。

○平岩委員 平岩と申します。端岡駅の整備については、御存知のとおり、旧町時代から進んでいない現状にあります。本格的な整備に当たっては、末澤委員さんからもあったように、計画を立ててやっていかないと、地元の合意は難しいと思っております。

それより先に、緊急の改善策として、下り便のホームまでが長すぎることへの対応です。JRの沿線では、端岡駅だけではないでしょうか。

通勤客の大半は、若い方と高齢者であり、重い荷物をもって下りホームを降りて、駅の出口まで歩くとなれば、非常に遠い距離です。

私は提案したいのですが、このような緊急な問題を片付ける方法について、何かありま

せんか。

○木村都市計画課長 JRさんの方には、今回の端岡駅周辺整備に絡んで、今のような整備計画があるということを要望しています。

ただ、JRさんの方も、周辺整備計画がある程度見えてこない、駅構内の改修についても、具体的な整備計画が立てられないということをお伺いしています。

それまで待てない、急ぐという話であれば、今日あったことについては、私どもの方からJRさんの方に、要望をお伝えしておきたいと存じます。

○議長（土井会長） よろしいですか。はい、どうぞ。

○平岩委員 基本構想が決まれば、これらもひっくるめて解決が見えてくると思います。

このように長引いたときに、何とか、市の方が主導権をもってホームを引っ張ってくるとかの方法については、今のところ絶望でございますか。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○木村都市計画課長 絶望ですかと言われたら、何とも言えませんが、JRさんの軌道の中の話になりますので、まずJRさんに動いていただかないことには、市の方から軌道付きの中のホームを整備するという事は、なかなか困難なことだと思います。

私どもも、本日のお話の内容をJRさんにお伝えしますが、地元の要望として、引き続き、JRさんの方にしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○平岩委員 一つ、何とかお願いしたいと思います。

○議長（土井会長） 他にありませんか。無いようなので、続いて項目番号7、国分寺支所の総合センター（仮称）化について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

○塩崎委員 はい。

○議長（土井会長） はい、塩崎委員。

○塩崎委員 塩崎です。現在、郵便局が支所の一階に入っております。私は、なぜ、お貸ししているのが、よく分かりません。なぜ、元の郵便局の建物を壊してまで、支所の方に入ってきたのか。市の方とも協議したのだと思いますが、全然、意味が分かりません。どうしても困るから、入ってきたというのなら分かります。

これから、総合センター（仮称）になった場合、郵便局はそのまま残るのでしょうか。また、どのような取扱いになるのですか。もし、自治体が必要になれば、貸していても返していただける条項はあると思いますので、郵便局とは、どういう契約を結んでいますか。

○議長（土井会長） はい、お願いします。

○谷本国分寺支所長 私の方から、郵便局が支所内に移転した経緯について、答弁をさせていただきます。

当時、国分寺郵便局での集配業務が無くなり、高松南郵便局での一括集配になりました。郵便局側の立場としては、業務縮小により、逆に、元の郵便局が広すぎることになりました。四国の郵便局は、いろいろ行政とのタイアップで、行政の施設の中に入居したり、逆に、行政の業務を、郵便局で行うようになっていました。

たまたま、当時、国分寺支所の空きスペースの話が持ちあがり、支所の空きスペースを有効活用し、そして、利便性の向上を図るということで、郵便局内での協議の後、市当局においても、このような要望についての協議を行った結果、双方の折り合いが付き、行政財産の目的外使用ということで、貸付を行いました。

今は、それぞれの単年契約を続けております。仮に、御意見がありましたように、今の国分寺支所が総合センター（仮称）になった場合のそれ以降の郵便局の処遇ですが、今は即答できません。今後の協議事項になろうかと思えます。以上です。

○議長（土井会長） はい、佐々木課長。

○佐々木地域政策課長 地域政策課の佐々木です。

先ほど、行政改革推進室の方からも御説明がありましたように、今現在、構想案につきましては、高松市内のエリアを数箇所に分けてという段階です。まだ、どこに総合センター（仮称）を設置するかということは決まっておられません。

御説明にもございましたように、来年度、地域行政組織再編計画が策定された段階で、どこを総合センター（仮称）に、どこを地区センター（仮称）にするかというのが明らかになってきますので、そのあたりのことについて、御理解をいただけたらと思います。

○議長（土井会長） よろしいですか。

○塩崎委員 郵便局ですので、無くなったら困ります。今後、総合センター（仮称）になった場合、なかなか退けづらくなり、併用という形で残るだろうと思います。そのあたりのことについて、是非、検討してください。

○議長（土井会長） お願いできますか。

○佐々木地域政策課長 今の段階で、はっきりしたお答えはできないと思います。

郵便局の件につきましては、支所長の方からの経緯説明もあり、また、他の支所でも、銀行が中に入っているところがございます。これからの地域行政組織再編計画が進む中で、

最終的な判断は、そこですることになろうかと思しますので、そのときに、再度、説明させていただきます。

○議長（土井会長） 以上で、会議次第3の議事については、終了いたします

会議次第4 その他

○議長（土井会長） 次に、会議次第4のその他であります。委員の方で、地域審議会として何か諮りたいことがございましたら、御発言をお願いします。

○塩崎委員 はい。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○塩崎委員 今年、入ったばかりで素朴な質問になりますが、誠に申しわけありません。

地域審議会の設立根拠法令ですが、牟礼だけが新合併特例法の適用になっています。それ以外は、全部、昭和40年の旧の合併特例法の適用になっています。なぜ、合併したのに、牟礼だけが新法になっているのですか。分かりますか。

○議長（土井会長） 答弁できる方、説明をお願いします。

○加藤市民政策局長 市民政策局の加藤でございます。塩崎委員さんの御質問ですが、要は、特例法の期限の平成17年3月31日までに議会の議決を経て、知事に申請をしたかどうかということです。

牟礼町議会は、二回ほど否決して、期限内に申請ができなかったということでございます。庵治町は、3月31日に申請したと思います。庵治町までが、旧の合併特例法の期限内に申請ができたということになります。

牟礼町はできなかったということで、そこで、いったん法律が変わりまして、牟礼町は、4月1日以降に改めて協議し申請したということで、新合併特例法の最初の申請だったと思います。そのため、牟礼町だけが、ちょっと位置付けが違うことになっています。

○塩崎委員 新特例法も平成16年に制定されたと思います。我々の方も、そちらの方を適用するのではなかったのですか。塩江は、少し早く合併したと思いますが、それと関係があるのですか。

○議長（土井会長） はい、どうぞ。

○加藤市民政策局長 塩江町は、合併協議も先行して行っておりまして、平成17年9月26日に合併いたしました。それ以外の5つの町については、それぞれ合併協議会を設置して協議を行って行いましたが、旧の合併特例法に基づく合併というのは、一応、期限が

ございました。それが、平成17年の3月末ということでもございましたので、そこまでに所用の手続きを踏んだところが、牟礼町以外の5町であったということです。

牟礼町議会は、議会の議決が結果として得られなかったもので、旧の合併特例法に基づく合併ができなかったということです。合併特例債とか、いろいろな合併の優遇措置がありますが、それについては、牟礼町は受けられないということでもございます。その後、合併新法に基づく、最初の合併になったということでもございます。

○議長（土井会長） よろしいですか。他にございせんか。はい、佐々木委員。

○佐々木委員 時間が経過しており、申しわけありませんが、一言、お願いします。

コミュニティセンターは、今コミュニティ協議会が指定管理者ということで運営していますが、最近、コミュニティセンターに、市の各課から行政的な事業や、いろいろな案内が殺到している状況です。コミュニティセンターの管理委託時には、行政的な窓口になるということは明記されていませんでした。

先ほどの福祉センターの関係もあるのですが、地域の問題は、両コミュニティセンターを活用してやっていけばいいということですが、今の施設では、飽和状態になっており、そのようなところに、行政的な業務がどんどん加わってくると、今のセンターの体制は脆弱でありますので、非常に難しい状態になっていきます。このような状態が続くと、センター機能が維持していけなくなると危惧しています。

私個人としては、地域の活動の拠点として、コミュニティセンターが地域を管理するということは、非常にありがたいことだと思っています。そのようなところを十分理解していただいて、行政的な窓口業務については、地域政策課がある程度取捨して、下ろしてくれるような形をとっていただきたいと思います。

地域の協議会としては、協力はいたしますが、センターに送っていけば、その地域への周知は済んでいるという安易な考え方でもってこられては困ります。今後、地域政策課の方で、指導を十分していただき、44のすべてのコミュニティ協議会が、それぞれの地域の活動に、集中できるようにしていただけたらと思います。

なぜ、このような場で発言したかといいますと、これらのことは国分寺だけではないからです。しかも、国分寺は合併して生まれた地区であり、旧市との対応が違ってきます。

それぞれのコミュニティには、いろいろな条件がありますので、それらを一方的に問題提起するのではなく、調整していただけたらと思っています。

要望ということになります。これからも、よろしく願いできたらと思います。

○議長（土井会長） よろしくお願いいたします。他にございませんか。はい、末澤委員。

○末澤委員 今朝、竹本県議と支所の東側の県道中通線の拡幅の件で、話をいたしました。

内容としては、前回提出した要望書を、南部と北部の両コミュニティ協議会と地域審議会に提出し、地域から要望があるという形にした上で、話を進めていきたいということでした。

本日、議題項目に入っていないので発言を遠慮しましたが、このようなことがあったということを、一言報告しておきます。

会議次第5 閉会

○議長（土井会長） 他に無いようでございますので、以上で、本日の会議日程はすべて終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、また、円滑な進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

○事務局(宮武和) これをもちまして、平成24年度第2回高松市国分寺地区地域審議会を閉会いたします。

大変お疲れ様でございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

午後4時43分 閉会

会議録署名委員

委員

豊嶋 敦子

委員

新居 幹子